



## 代理人指定信託「京銀家族しあわせ信託 生活サポートコース」の取り扱い開始

京都銀行（頭取 安井 幹也）は、2026年2月24日（火）から、「京銀 家族しあわせ信託 生活サポートコース」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本商品は、お客さまが手続代理人として家族を指定することで、お客さま自身による資金管理が難しくなった場合でも、手続代理人による財産管理の安全と生活の安心が確保できる信託商品です。

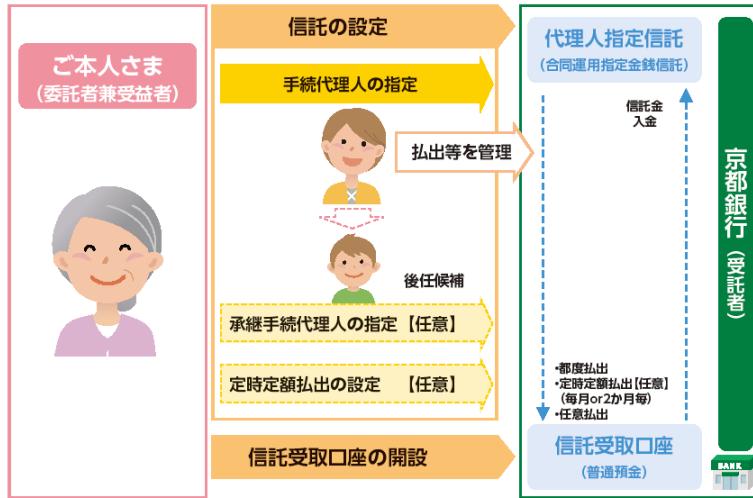
高齢社会の進展に伴い、要介護・認知症になった際の資金管理に関するお悩みは増加傾向にあります。当行は、このような社会課題への具体的な解決策として、より付加価値の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

### 記

#### 1. 「京銀 家族しあわせ信託 生活サポートコース」の特徴～5つの安心～

特徴	本信託のしくみ・機能
信頼する方に資金管理を任せることができる	手続代理人の指定、承継手続代理人の指定（任意）
振り込め詐欺などによる不正払い出しを防止	都度払出（領収書等で確認）、任意払出（手続代理人の同意）
毎月または2か月毎に一定額を受け取り可能	定時定額払出の設定（任意）
預金口座からの払い出しも手続代理人ができる	普通預金（信託受取口座）の代理カード発行
大切な財産は「元本保証」で守られる	元本補てん付合同運用指定金銭信託で運用

#### <本商品のしくみイメージ>



## 2. 取扱開始

2026年2月24日（火）

以上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践であるSDGs達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースにSDGsの目標のアイコンを明示しております。

